

## 鳥インフルエンザからご家庭の家きんを守りましょう！

2024年(令和6年)10月時点で、すでに今シーズン初の高病原性鳥インフルエンザが国内の養鶏場で発生しています。ご家庭で鶏等の家きんを飼っている方は、飼育管理を徹底して感染を予防しましょう。詳しくは以下をご参照ください。

神戸市「(鳥インフルエンザ対策)ご家庭で鶏等の家禽を飼っている皆さんへ」



農林水産省「家きん飼養者・関係者・鳥を飼育している方へ」



## 家畜を飼育している方は報告が必要です！

牛、めん羊、山羊、馬、豚、いのしし、水牛、鹿、鶏、うすら、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥を1頭(羽)以上飼育している方は、家畜伝染病予防法により毎年2月1日時点の飼育状況を、飼育場所の所在地を管轄する家畜保健衛生所に4月15日(鶏等家きんは6月15日)までに報告する必要があります。

所定の報告用紙に記入の上、兵庫県姫路家畜保健衛生所へ郵送、ファックスまたは電子メールで提出してください。報告用紙は「兵庫県の家畜保健衛生所」ホームページのトップページ下部にある「定期報告書の様式」からダウンロードできます。

○兵庫県姫路家畜保健衛生所

ホームページ

<https://www.kaho-hyogo.jp>



メールアドレス:

[himejikhe@pref.hyogo.lg.jp](mailto:himejikhe@pref.hyogo.lg.jp)



【問い合わせ先】

兵庫県姫路家畜保健衛生所 〒679-2166 姫路市香寺町中村 595-15

電話:079-240-7085 ファックス:079-232-2685

## 地域計画の策定状況等について 10月31日現在

### ○ 地域計画とは

近年、高齢化等による農業者の減少や耕作放棄地の増加に伴い、地域の農地が適切に利用されなくなることが心配されています。このような地域課題の解決を図るため、農業経営基盤強化促進法に基づき、神戸市でも2025年(令和7年)3月末までに各地区(市街化調整区域内の集落)の「地域計画」を策定することが求められています。

「地域計画」とは、農業者等との話し合いに基づき、各地域における将来の農地利用状況を明確にするものです。概ね10年後を見据え、地域の「農業を担う者」が耕作する農地を示した「目標地図」を作成します。

### ○ 神戸市における進捗状況(2024年(令和6年)10月31日現在)

地域計画策定に向けた進捗状況

北区 36集落(素案提示済6集落、協議中30集落) / 78集落

西区 98集落(素案提示済51集落、協議中47集落) / 109集落

### ○ 地域計画策定に向けた今後のスケジュール

時期	内容	備考
2024年12月末	地域計画素案〆切	
2025年1月頃	地域計画素案について、関係機関への意見聴取	行政手続き
2025年2月頃	地域計画素案の公告および2週間の縦覧	
2025年3月頃	地域計画の策定・公告	
2025年4月以降	必要に応じて、地域計画を随時更新	更新方法等は別途ご案内します。

### ○ 地域計画策定に際しての留意事項

- 地域計画に氏名が記載されている方(農業を担う者)は、地区内で概ね10年後も農業を続けていく意向のある方です。アンケート調査や話し合い、農会長との協議等により確認の上、記載しております。
- 地域計画区域内の農地(集落内において、「農業を担う者」の有無にかかわらず、概ね10年後も農地として活用する土地)において農地転用(農地以外への用途変更)を行う場合、あらかじめ地域計画区域から除外する手続きが必要になります。
- 地域計画策定後、農地中間管理事業を通じて農地の貸し借りをを行う場合、目標地図の内容に基づいて手続きを行います。(貸借する対象農地の借り手は、目標地図に位置付けられている必要があります。)
- 2025年(令和7年)4月以降に地域計画を変更する際は、書面による市への申出を行っていただき、変更する地区の対象集落の方には、農会を通じての書面回覧や市HP等であらかじめ変更内容を周知いたします。

地域計画について(市ホームページ)



【問い合わせ先】  
西里づくりライン